

「Flexible Cost Saver クラウドサービス」 サービスご利用契約約款

2010年5月1日現在

株式会社エフ・シー・エス(以下、「エフ・シー・エス」といいます。)が提供する「Flexible Cost Saver クラウドサービス」に関する契約(以下、「本サービス契約」といいます。)は、以下に定める約款(以下、「本約款」といいます。)の内容に従うものとします。お客様は本サービスご利用のお申し込みをされた時点で、本約款の条項に承諾したものとみなされます。

エフ・シー・エスは本約款の内容を随時変更することができます。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。変更する場合には、変更日の2週間前までにエフ・シー・エスのホームページ上に掲示することにより、お客様にご連絡したものといたします。

第1章 総則

第1条(定義)

本約款において、用語の定義は以下のとおりとします。

(1) 「本サービス」

エフ・シー・エスが提供する「Flexible Cost Saver クラウドサービス」

(2) 「お客様」

本約款を承認のうえ、エフ・シー・エス所定の手続に従い本サービスの利用を申し込んだ法人・団体および、エフ・シー・エスによって本サービスのご利用を許諾された方

(3) 「エフ・シー・エス管理ネットワーク網」

主として本サービスの用に供することを目的とした電気通信回線設備で、エフ・シー・エスが設置するもの

(4) 「登録アカウントユーザー」

お客様が、本サービスを利用する可能性のある人として「Flexible Cost Saver クラウドサービス」にアカウント登録された人

(5) 「端末設備」

お客様ならびに本サービスを利用するお客様ご自身が設置する各種サーバー、端末設備、その他通信設備および通信網

(6) 「アクセスURL」

エフ・シー・エスから指定された、本サービスを利用するためのURL

(7) 「サービスID」

お客様に対してエフ・シー・エスが指定するサービス管理者用のID。

(8) 「トライアルサービス」

本サービスを無償でお試しいただけるサービス

(9) 「サービス期間」

お客様が本サービスを受けることができる期間(トライアルサービス期間を除く)

(10) 「オプション機能」

有償・無償を問わず、本サービスに付随する機能であって、お客様により使用、不使用を選択することができるもの

(11) 「営業日」

エフ・シー・エスが本サービスに対する各種お申込、お問い合わせ、通知等(以下、併せて「お申込等」といいます。)の受付を行う日(なおこれらの受付はすべて営業日のみ行います。土日祝日ならびにエフ・シー・エスの指定する休日を除く平日の9:30から17:00まで(以下、「営業時間」といいます。))をその1日とします。営業日以外の日および、営業時間外に当社に到達したお申込等については、次に到来する営業日になされたものとみなされます。)

第2章 契約

第2条(契約の申込み)

1. お客様は本サービス契約のお申込みをされる前に、必ずトライアルサービスを利用され、お客様が本サービスにおいて使用される端末機器その他環境において、本サービスが正常に動作する見込みがあるか、お客様の満足いくパフォーマンスを発揮できるかどうか等をご自身で検証、検討してください。稀に、エフ・シー・エス管理ネットワーク網、端末設備等の組み合わせ等によって、本サービスが正常にご提供できない場合があります。よって、本サービス契約の締結は、当該検討がなされたことを前提に行なわれるものとし、お客様が当該検討を怠ったために、本サービス契約を解除せざるを得なくなった場合、その損害等について、エフ・シー・エスは一切責任を負いません。また、返金等も行いません。
2. 本サービス契約のお申込みをされる場合は、お客様の会社名、部課名、ご担当者名、電話番号、FAX番号、E-mail、郵便番号、住所、連絡先、その他お申込みの内容を特定するためにエフ・シー・エスが指定する事項(以下、併せて「お客様の情報等」といいます。)について、エフ・シー・エスが指定する方法でエフ・シー・エスに対してご提出いただきます。なお、これらの事項について、その事実を証明する書類をエフ・シー・エスに対してご提示いただく場合があります。

エフ・シー・エスによるお客様の情報等の取り扱い、エフ・シー・エスホームページ (<http://www.fcs21.jp/privacy/index.html>)記載のプライバシーポリシーに基づくものとします。

第3条(契約申込みの承諾)

1. エフ・シー・エスは、本サービス契約のお申込みについて、各事項等を確認審査し、承諾いたします。お申込み順に承諾されるものではありません。
2. エフ・シー・エスは、お申込みが、以下の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスのお申込みを承諾せず、または当該契約を解除することができるものとします。
 - (1) 不実の内容にて申込みが行なわれた場合
 - (2) 該当申込み者が、過去にエフ・シー・エスが提供するサービス等において契約上の義務を怠ったことがある場合または今後も怠るおそれがあるとエフ・シー・エスが判断した場合
 - (3) 本サービスの継続的な提供が合理的な理由により困難であるとエフ・シー・エスが判断した場合
 - (4) その他、エフ・シー・エスが、業務の遂行上著しい支障があると判断した場合

第4条(届出)

お客様の情報等について変更が生じた場合については、以下のとおりとします。

- (1) お客様は、お客様の情報等に変更が生じた場合、速やかにエフ・シー・エスが指定する方法でエフ・シー・エスに届出なければなりません。
- (2) 前号の届出があった場合、お客様はエフ・シー・エスに対し、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただく場合があります。
- (3) お客様からお客様の情報等の変更に関する届出があった場合は、それ以後、エフ・シー・エスからお客様に対する連絡、通知等は、変更先に対して送付または送信されるものとします。本条(1)の届出なくお客様の情報等が変更された場合、エフ・シー・エスが変更前の連絡先に対して通知、連絡したこと、またお客様と連絡がとれなかったことに起因して、お客様ならびに第三者に対して生じたいかなる損害についても責任を負いません。

第5条(譲渡・担保等の禁止)

お客様は、本サービスの提供を受ける権利を譲渡、貸与、リース、質権、その他担保の目的とすることのいずれも行なうことはできません。

第6条(委託)

エフ・シー・エスは、本サービスの提供に関する業務の全部および一部を、お客様の承諾なしに第三者に委託することができます。ただし、その場合、エフ・シー・エスは責任をもって委託先を管理します。

第7条(契約の解除・終了)

1. お客様が以下の項目の1つにでも該当した場合、エフ・シー・エスは、お客様に対してなんらの催告なくして本サービス契約を即時解除することができます。
 - (1) お客様が本約款の条項および条件の1つにでも違反された場合
 - (2) 申込み事項に不実の記載または記入漏れがあった場合
 - (3) エフ・シー・エスの業務遂行およびエフ・シー・エス管理ネットワーク網等に支障を及ぼした場合、またはそのおそれのある行為を行なった場合
 - (4) 破産手続、会社更正手続、民事再生手続の申立を受け、または自ら申立てた場合
 - (5) 仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立、仮登記担保契約に関する法律第2条に定める通知、手形交換所の取引停止処分もしくは租税公課の滞納その他滞納処分を受けた場合、またはこれらの申立、処分、通知を受けるべき事由を生じた場合
 - (6) 2か月以上当社からお客様への電話・FAX・電子メールの手段による連絡がつかない場合
 - (7) その他エフ・シー・エスが別に定める場合
2. 解除・終了後の措置については以下のとおりとします。
 - (1) 本サービス契約が解除された場合、サービスID、アクセスURL、各アカウント等、本サービスの利用のためにエフ・シー・エスが提供し、または、お客様が登録した一切の情報は以降使用することはできません。よって、お客様が登録されたデータ、ファイル、その他一切の情報についても、以降一切、使用、閲覧等を行なうことはできません。
 - (2) 本サービス利用により生じた全てのデータ(お客様が入力したデータを含む)は、エフ・シー・エスの裁量によりエフ・シー・エスが削除します。
 - (3) 本サービスの解除・終了日がサービス期間中に到来した場合、すでにお申込みされたサービス期間分の料金について、解除・終了理由の如何に関わらず、返金等は行ないません。自動継続されている場合もお申込みがあったものとみなし、同様に取扱います。

第3章 内容

第8条(サービス利用者)

お客様は、エフ・シー・エスから提供したサービスIDを用い、登録アカウントユーザーを設定することができます。登録アカウントユーザーとして設定された方のみが、本サービスを利用することができます。また、登録アカウントユーザーはお客様以外の法人・団体の方を含めることができます。ただし、その場合、お客様が登録アカウントユーザーに本サービス契約の内容を遵守させ、善良なる管理者の注意と義務をもってこれを管理してください。

第9条(サービス内容)

1. 本サービスは、エフ・シー・エス管理ネットワーク網にて、対象アプリケーションでご使用になるお客様のデータを管理し、利用者にはインターネットを経由しての使用を可能とするサービスです。
2. 本サービスの利用時間および製品に対するサポート内容やサポート利用時間は、別紙「Flexible Cost Saver クラウドサービスご利用料金／サポートサービスのご案内」に定めるとおりとします。
3. 本サービスの対象アプリケーションはカスタマイズには対応しておりません。

第10条(設定維持)

本サービスのご利用に際して必要となる端末設備等、通信回線その他ネットワーク設備の設定・維持は、お客様の責任と費用をもって行なってください。

第11条(サービス期間)

本サービスのサービス期間は、以下のとおりとします。

- (1) 原則として、承諾日が15日までの場合翌月1日をサービス開始日とし、承諾日が16日以降の場合翌々月1日をサービス開始日とし、以降当該サービス開始日から1ヶ月間とします。
- (2) 新規契約に限り、最低契約期間を当該サービス開始日から6ヶ月とさせていただきます。最低契約期間内にサービス契約を解約された場合であっても、お客様の使用状況如何にかかわらず、サービス期間満了日までのご利用料金の残額(未払い金)がある場合には、当該未払い金の全額をエフ・シー・エスが指定した期日までにお支払いいただきます。
- (3) 毎月15日までに、お客様からエフ・シー・エスに対して、エフ・シー・エスが指定する方法での本サービス契約の終了の通知がなかった場合、サービス期間終了日の翌日から起算して、現在ご契約いただいている内容と同一の内容・条件でさらに1ヶ月間本サービス契約が継続されるものとし、以後も同様とします。
- (4) サービスを終了されたい場合は、毎月15日までに、お客様からエフ・シー・エスに対して、エフ・シー・エスが指定する方法で本サービス契約の終了の通知を行なってください。毎月15日までに本通知をエフ・シー・エスが受領した場合には通知された月の末日をもって、毎月16日以降にエフ・シー・エスが受領した場合には、通知された月の翌月の末日をもって、本サービス契約が終了されます。

第12条(料金)

1. 本サービスのご利用料金は別紙「Flexible Cost Saver クラウドサービスご利用料金／サポートサービスのご案内」に定めるとおりとします。なお、サービス料金は、前月15日における登録ユーザー数等によって変わります。また、本サービスを受けるにあたり初期費用が別途かかる場合があります。なお、本サービスご利用にあたり、通信事業者に対して発生する通信費、その他発生する通信関係費用等については、当該ご利用金額に含まれません。お客様ご自身が、別途通信事業者に対してお支払ください。
2. 前項の料金は、本サービス開始日から適用されます。

第13条(支払義務)

お客様は、エフ・シー・エスが発行する請求書に記載の支払期日までに該当のサービス料金をお支払いいただきます。

第14条(オプション機能の利用)

1. お客様は、本サービスのお申込みの際に指定したプランに応じたオプション機能を、本サービスのお申込みの際に任意に選択することができるものとします。
2. オプション機能の内容につきましては、別紙「Flexible Cost Saver クラウドサービスご利用料金／サポートサービスのご案内」に記載のとおりとします。
3. オプション機能の価格は、別紙「Flexible Cost Saver クラウドサービスご利用料金／サポートサービスのご案内」に記載の価格表のとおりとし、当該代金の支払いは、第13条の規定によるものとします。

第15条(契約内容の変更)

1. お客様が契約内容の変更を希望する場合の対応については以下のとおりとします。
 - (1) エフ・シー・エスが指定する方法でお申しいただいた場合に限りです。
 - (2) サービス期間中における契約内容の変更は一切できません。
 - (3) 契約期間を継続する予定のお客様の場合、変更ご希望月の前月15日までにエフ・シー・エスに対して、変更される内容についてお申出ください。翌月契約分からサービス期間が変更されます。
 - (4) お申出が遅れた場合、翌々月分のご契約からの変更となる場合があります。
2. 前項の記載に関わらず、お客様の情報等についての変更は、本約款第4条の記載に従うものとします。

第16条(制限および禁止事項)

お客様は本サービスの利用にあたり、以下の行為を行なってはいけません。

- (1) 1つのアカウントを複数人で使用すること
- (2) サービスIDの複製、頒布、貸与、第三者への送信、リース、担保設定

- (3) 本サービスに関連するドキュメントやプログラムを修正、翻訳、変更、改造、解析、派生サービスの作成、配布行為
- (4) エフ・シー・エスまたは第三者に不利益もしくは損害を与える行為、またはそのおそれのある行為
- (5) 公序良俗に反する行為
- (6) 法令に違反する行為や犯罪行為、それらを幫助する行為、またはそのおそれのある行為
- (7) 有害プログラムを含んだ情報やデータを登録、提供する行為
- (8) 本サービスおよびエフ・シー・エスが提供する全てのサービスの運営を妨げる行為、またはそのおそれのある行為
- (9) 本サービスおよびエフ・シー・エスが提供する全てのサービスの信用・名誉等を毀損する行為、またはそのおそれのある行為
- (10) その他、エフ・シー・エスが不適切と判断する行為

第17条(サービスID、アクセスURL、システム管理者パスワード、各アカウント、各パスワード等の自己管理)

1. お客様は、サービスID、アクセスURL、システム管理者パスワード、各アカウント、各パスワードを自己の責任において管理し、登録ユーザー以外の第三者に公表、漏洩流布しないようにしてください。
2. エフ・シー・エスは、サービスID、アクセスURL以外の再発行をいたしません。従って、お客様による本サービスのご利用に必要なシステム管理者パスワード、各アカウント、各パスワードに等の紛失、記憶忘れが発生した場合、エフ・シー・エスでの確認、復旧等の対応は一切行うことはできません。それにより本サービスに登録したデータが以降利用できなくなることについて、エフ・シー・エスは一切責任を負いません。
3. サービスID、アクセスURL、システム管理者パスワード、各アカウント、各パスワードが登録ユーザー以外の第三者に知られたことにより発生した直接的、間接的、その他すべての損害、および以降本サービスをご利用いただけなくなること等について、エフ・シー・エスは一切責任を負いません。ただし、エフ・シー・エスの責めによる場合はこの限りではありません。

第4章 サービスの停止等

第18条(サービスの停止)

1. エフ・シー・エスは、以下の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止することがあります。
 - (1) エフ・シー・エス管理ネットワーク網、その他本サービスを提供するために必要なシステムのメンテナンス、電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき、またこれらにやむを得ない障害が発生したとき
 - (2) エフ・シー・エス管理ネットワーク網に著しい負荷や障害が与えられることによって正常なサービスを提供することが困難である場合、または困難であるとエフ・シー・エスが判断したとき
 - (3) データの改ざん、ハッキング等本サービスを提供することにより、お客様、第三者等が著しい損害を受ける可能性をエフ・シー・エスが認知したとき
 - (4) 電気通信事業者または国内外の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止または停止することにより、本サービス契約に基づく本サービスの提供を行なうことが困難になったとき
 - (5) 天災地変、戦争、内乱、法令の制定改廃その他不可抗力等により、非常事態が発生した場合、またはそのおそれがあるとき
 - (6) その他、エフ・シー・エスが本サービスの提供を停止、緊急停止する必要があると判断したとき
2. エフ・シー・エスは、お客様および第三者からの緊急停止要請に関して、原則としてこれを受け付けません。
3. エフ・シー・エスが本サービスを停止することならびに停止できなかったことにより、お客様または第三者が損害を被った場合も、エフ・シー・エスは一切の賠償責任を負いません。
4. サービス期間内において、エフ・シー・エスの責に帰すべき事由により本サービスが停止され、お客様が本サービスを全くご利用することができない状態が生じ、かつ、その状態が生じたことをエフ・シー・エスが認知したときから24時間以上継続的にサービスが利用できなかったと

きは、以下の場合を除き、エフ・シー・エスが再び利用可能となったことを確認するまでの時間(以下、サービス停止時間という。)の料金相当額をお客様に対し支払い、または返金いたします。

- (1) お客様が料金相当額の支払いまたは返金の請求を行えることとなった日から1ヶ月以内に請求を行わなかった場合
- (2) 料金相当額が1万円未満の場合

第19条(サービスの変更・一部廃止)

エフ・シー・エスはおお客様の認識如何に関わらず、本サービスの内容等を変更および一部廃止することができます。この場合には、エフ・シー・エスはエフ・シー・エスホームページに変更内容を記載するものとし、その時点を以てサービス内容は、変更後の内容によります。

第20条(サービスの廃止)

エフ・シー・エスは本サービス契約に基づく本サービスの提供の全部を廃止することができます。なお、この場合、エフ・シー・エスはおお客様に対して、当該廃止予定日より3ヶ月以上前に、エフ・シー・エスが提供する手段により、通知するものとします。

第5章 免責等

第21条(保証の制限)

1. お客様は、本サービスの利用に基づいて発生した一切の直接・間接の損害(データ滅失、サーバーダウン、業務停滞、第三者からのクレーム等)ないし危険はすべてお客様のみが負うことをここに確認し、同意するものとします。エフ・シー・エスは、本サービスに含まれた機能がお客様の要求を満足させるものであること、本サービスが正常に作動すること、本サービスに瑕疵(いわゆるバグ、構造上の問題等を含む)が存していた場合にこれが修正されること、のいずれも保証いたしません。また、エフ・シー・エスのいかなる口頭または書面によるいかなる情報または助言も、新たな保証を行ないまたはその他いかなる意味においても本保証の範囲を拡大するものではありません。エフ・シー・エスは、本サービスに瑕疵が発見された場合、本サービスを修理または修正し、または本サービスの修理又は修正に要する何らの費用を負担する義務を負いません。
2. エフ・シー・エスは、本サービスに付随するサービス等について、お客様の事前の許可なく変更・中止する場合があります。本約款締結時における本サービスと同等の使用環境を永続的に保証するものではありません。
3. エフ・シー・エスは、本サービスにおける内容およびお客様が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性などのいかなる保証も行なわないものとします。

第22条(免責事項)

1. エフ・シー・エスは、お客様が本サービスをご利用になられた結果、ならびに本サービスにより記録されたデータの完全性、網羅性、正確性、確実性、有用性等に関して、本約款に定められた事項を除き何ら保証いたしません。
2. 当社は、本サービスの遅滞、停止、変更、中止、廃止に関連して発生したお客様の損害について、本約款に定められた事項を除き責任ならびに利用料金の返還義務は負いません。
3. ID、パスワードの管理運用は管理者の指示の元、お客様で厳格に運用するものとします。パスワードにより認証されたIDによる本サービスの利用は、全て正規利用者の利用とみなし、本来の利用者とは別であったとしても不正利用による責任を当社は負いません。
4. 当社は、お客様が本サービスをご利用になれるためのエフ・シー・エス管理ネットワーク網についてのみ保証し、エフ・シー・エス管理ネットワーク網までに接続するための通信回線、装置、設備またはソフトウェア等について、一切の責任を負いません。

第23条(知的財産権)

本サービスの実施環境を構成するすべてのプログラム、ソフトウェア、サービス、手続、文書、図面、ドキュメント、商標、商号等に関する所有権、著作権をはじめとするその他一切の知的財産権(以下、「本件知的財産権」といいます。))は、エフ・シー・エスに帰属します。本サービス、本サービスに関する文書、図面、ドキュメントなどの文書は、著作権法およびその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。したがって、お客様はこれらを他の著作物と同様に扱わなければなりません。なお、本サービスからアクセスされ表示・利用される各

コンテンツについての知的財産権は、各情報コンテンツ提供会社の財産であり、著作権法およびその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。

第24条(損害賠償)

1. エフ・シー・エスは、本規約上の義務の履行につき故意または重過失が無い場合には一切の損害賠償の責任を負わないものとします。エフ・シー・エスが損害賠償を負担すべき場合は、過去1年間に当該のサービス利用に関しお支払い頂いた額を上限とします。
2. お客様が第16条に該当または本規約の違反により当社が直接または間接に損害を被った場合、本サービスの終了か否かに拘わらずエフ・シー・エスの算出基準による損害賠償請求に従ってお客様は損害を賠償する義務が発生します。

第6章 雑則

第26条(準拠法)

本契約の準拠法は、日本国法とします。

第27条(合意管轄)

本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第28条(協議)

本契約に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、信義誠実の原則に従い協議し、円満に解決を図るものとします。

株式会社エフ・シー・エス